

令和元年10月から 幼児教育・保育の無償化がスタートします。

1. 無償化の対象者・利用料

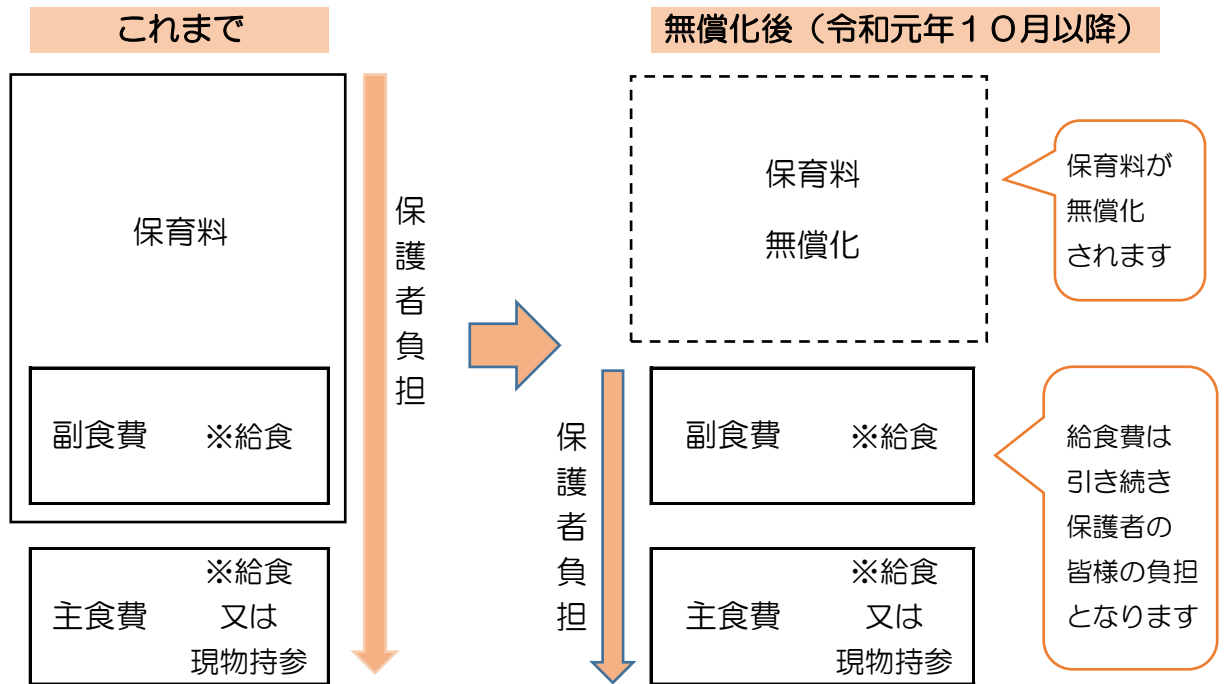
- 3歳児から5歳児までは、利用料（保育料）が無償化となります。
0歳児から2歳児までは、住民税非課税世帯のみ、無償化の対象となります。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。
- 保育所、認定こども園（保育認定）の3歳児から5歳児の副食費は、これまで保育料に含まれていましたが、保育料の無償化のため、副食費のみ実費徴収となります。
- 年収が360万円未満相当世帯の子ども、第3子以降の子どもについては、副食費の免除があります。
- 0歳児から2歳児の食材料費については、現行の取り扱いを継続し、保育料に含み徴収となります。

2. 副食費について

- 保育所等の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。
このため、保育所等を利用する保護者も、自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担していただくこととなります。
- 現在、3歳児から5歳児の給食費は、
 - ・主食（お米など）分については直接お支払い又は現物持参、
 - ・副食（おかず）分については保育料の一部としてお支払いなど、保護者の皆様にご負担いただいております。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則となります。
無償化後も、給食費は保育所等にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。
- 0歳児から2歳児の給食費は、現行どおり保育料に含まれての徴収となります。

※園によって、給食（主食・副食）の提供の仕方が異なります。

【3歳児から5歳児（保育認定）】



3. 副食費の免除について

（1）副食費の免除対象者について

- 年収360万未満相当世帯の子ども
- 所得階層に関わらず、第3子以降の子ども

（2）第3子以降の子どもの算定基準

多子の算定基準については、基本的にこれまでの保育料の多子減免と同じ取り扱いとします。

	第1号認定子ども	第2号・3号認定子ども
年収360万円未満相当	年齢にかかわらず被監護者の数 (別居・別生計含む)	
年収360万円相当以上	小学校第3学年修了前 (同一世帯内のみ)	小学校就学前 (同一世帯内のみ)

4. 無償化等の手続き

- ①通常の利用料については、既に保育所等を利用している方は、新たな手続きは不要です。
- ②副食費免除対象者には、各施設を通して「副食費徴収免除のお知らせ」を通知します。

問い合わせ先 川西町役場 健康子育て課 子育てグループ
TEL：0238-42-6671